

7. 維持管理

7.1 維持管理内容と実施主体

モニタリングの結果を反映させ、維持管理を行っていく。

維持管理の主体は野川自然の会が行う。ただし、専門的な事項、河川施設としての機能上必要な事項については、東京都が実施する。

いずれの場合においても両者の協議を経て実施していく。

表-7.1 維持管理内容と実施主体

| 維持管理項目 | | 主な内容 | 箇所 | 実施者* |
|--------|----------|----------------------------------|---------------------|-------|
| 陸上 | 植生管理 | 伐採、除草等 | 草地等 | 団体+行政 |
| | 形状維持 | 池等の際の補修等 | 池際、湿地際等 | 団体+行政 |
| 水中 | 植生管理 | 水生植物の伐採・刈取り、除草、間引き等 | 池、湿地、田んぼ周辺、水路 等 | 団体+行政 |
| | 底質管理 | 浮泥の除去、ヨシ等の枯葉枯茎の除去 等 | 池、湿地、田んぼ周辺、水路 等 | 団体+行政 |
| 環境管理 | 水管理 | ため池からの導水量の調整、湿地・池の水深等導水した水に関する管理 | 取水口、導水管、水路、田んぼ、湿地 等 | 団体+行政 |
| | | 日常的な水量調整のためのバルブ等の操作 | 堤内地側バルブ等 | 団体 |
| | | 出水時の野川に面したゲート等の操作・確認 | 野川側ゲート | 団体+行政 |
| | | 渇水時における給水管バルブ等の操作 | 雨水貯留施設 | 団体 |
| 施設管理 | 取水施設等の管理 | 取水口のバルブ等の管理・修繕 | 取水施設 | 行政 |
| | 雨水貯留施設 | 集水施設等の日常的な清掃・管理 | 雨水貯留施設 | 団体 |
| | | 雨水貯留施設及び浄化装置の管理・補修 | 雨水貯留施設 | 団体+行政 |
| | 活動支援施設 | 日常的な清掃 | 清掃、日常的な維持管理（電球交換等） | 団体 |
| | | 施設の補修等 | 塗装、雨漏対策 等 | 行政 |
| 外 来 種 | 利用促進施設 | 木道、観察台等の補修 | 湿地、池際等 | 団体+行政 |
| | 外来種対策 | 状況により外来種の駆除等 | 除去等 | 団体+行政 |

*「団体」は、野川自然の会を指す。

7.2 モニタリング・維持管理の体制

協議会は、主に調整機関・情報交換機関として、運営をしていく。

- ・実施計画案の協議
- ・維持管理・モニタリングの方向性・内容等についての協議
- ・モニタリングの情報交換 等

図-7.1 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会の役割

維持管理・運営やモニタリング等を行う団体として、野川自然の会が設立された。現在、東京都北多摩南部建設事務所と、野川自然の会は維持管理・モニタリングに関する覚え書きを締結している。今後ともこの体制を維持発展させていく。

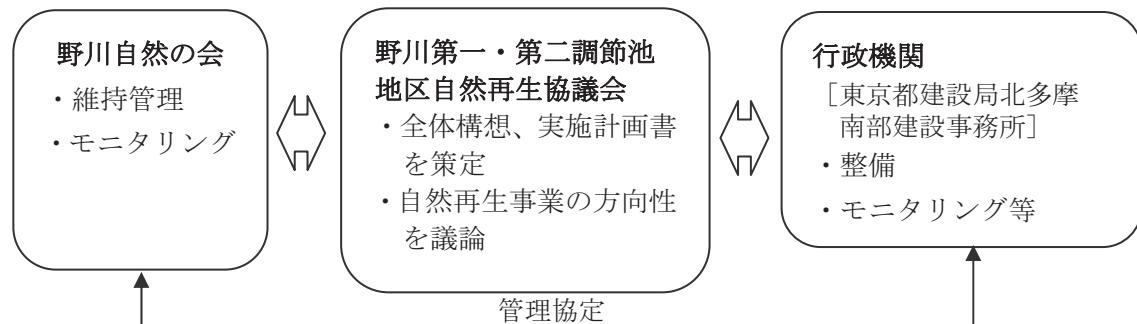


図-7.2 協議会・管理運営団体・行政機関の位置づけ

野川自然の会、協議会、行政機関の役割分担は表-7.2 のとおりとする。

表-7.2 各組織の役割

| 組織名 | 実施していく事項 |
|-------------------------|---|
| 野川自然の会 | <ul style="list-style-type: none">・日常的な維持管理及び実施方法の検討・モニタリング（市民や市民団体の特性を活かした作業・調査）及び実施方法の検討・モニタリングを受けて維持管理方針や方法の検討・今後の整備の方向性の検討・利用ルールの検討 等 |
| 行政機関 | <ul style="list-style-type: none">・施設整備・専門的な事項、河川施設としての機能上必要な維持管理・専門的調査を必要とするモニタリング |
| 野川第一・第二調節池 地区自然再生協議会 | <ul style="list-style-type: none">・実施計画案の協議・維持管理・モニタリングの方向性・内容等についての協議・モニタリングの情報交換 |